

保育施設整備に係る不適正事案への対応状況について

1 株式会社コスモズについて

(1) 同社から市への報告及び市の対応の経過

令和5年9月5日	同社から市に対し「報告書」が提出された。
同月6日	「報告書」の内容は市が求めていた内容には不十分であったが、過大受給額については令和5年5月に提出された社外調査委員会報告書の金額と合致することなども踏まえ、市として速やかに返還を求めていくこととし、市から同社に対して次のとおり補助金交付決定の一部取消及び補助金返還命令を行った。いずれも返還期日は令和5年9月13日とした。 ・第十コスモ保育園に対して465,000円 ・十八コスモ保育園に対して3,960,000円 ・二十コスモ保育園に対して431,000円
同月7日	同社から市に対し「報告書」の一部について、訂正内容が示された文書が送付された。 市は同社に対して、訂正に至る経過の説明を求めるとともに、市へ訂正部分が反映された報告書を改めて提出するよう要請した。
同月13日から20日	同社から市に対する返還命令額の入金を確認した。
同月27日	市から同社に対して、保育施設整備に係る補助金の申請において広告費相当額が含まれているとされた十八コスモ保育園について、補助金の不当利得に係る加算金の請求を行った。 ・加算金請求額281,539円※ ※加算金請求額の算出方法：不当利得額（3,960,000円） ×補助金支払日（令和3年4月26日）の翌日から返還（令和5年9月8日）までの日数（865日）÷365日×加算金の割合（年利3%）
同月27日	同社から市に対し9月7日付けで提出した文書を撤回し、「報告書」の一部について再度の訂正内容が示された文書が送付された。 市は同社に対して、訂正に至る経過の説明を求めるとともに、市へ訂正部分が反映された報告書を改めて提出するよう要請した。
同年10月5日	同社から市に対する加算金請求額の入金を確認した。

※ その他、令和5年9月28日に株式会社コスモズが運営する施設に対して、東京都及び杉並区と合同で会計経理に関する特別指導検査を実施した。